

平成 2 1 年

第 3 回美濃市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 1 1 日 開会

平成 2 1 年 5 月 1 1 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成21年第3回美濃市議会臨時会会議録目次

| 第 1 号 (5月11日) | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 2 |
| 市長あいさつ | 3 |
| 開会・開議の宣告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 議案の上程 | 5 |
| 議案の説明 | |
| 報第1号・報第2号・議第48号(総務部長 平林 泉君) | 5 |
| 報第3号(民生部長 川野 純君) | 9 |
| 休憩 | 10 |
| 再開 | 10 |
| 質疑 | 10 |
| 委員会付託省略(報第1号から報第3号まで並びに議第48号) | 10 |
| 討論 | 10 |
| 議案の採決 | 10 |
| 常任委員会委員の選任 | 11 |
| 休憩 | 11 |
| 再開 | 11 |
| 議長の辞職許可について | 11 |
| 議長の選挙 | 12 |
| 休憩 | 14 |
| 再開 | 14 |
| 副議長の辞職許可について | 14 |
| 副議長の選挙 | 15 |
| 休憩 | 16 |
| 再開 | 16 |
| 議会運営委員会委員の選任 | 16 |
| 休憩 | 17 |

| | |
|------------------------|-----|
| 再開 | 1 7 |
| 議案の上程 | 1 7 |
| 議案の説明 | |
| 議第49号（市長 石川道政君） | 1 7 |
| 質疑 | 1 8 |
| 委員会付託省略（議第49号） | 1 8 |
| 討論 | 1 8 |
| 議案の採決 | 1 8 |
| 農業委員会委員の推薦について | 1 8 |
| 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 | 1 9 |
| 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について | 2 0 |
| 閉会の宣告 | 2 0 |
| 市長あいさつ | 2 0 |
| 会議録署名議員 | 2 2 |

美濃市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年5月11日に第3回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成21年5月1日

美濃市長 石川道政

付議事件名

1、専決処分の承認について

平成20年度美濃市一般会計補正予算（第7号）

1、専決処分の承認について

美濃市税条例等の一部を改正する条例について

1、専決処分の承認について

美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1、平成21年度美濃市一般会計補正予算（第1号）

平成21年 5 月 11日

平成21年第 3 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年 5月11日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報第 1 号 専決処分の承認について
平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
 - 第 4 報第 2 号 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
 - 第 5 報第 3 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議第48号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 7 常任委員会委員の選任
 - 第 8 議会運営委員会委員の選任
-

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

(追加日程)

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の辞職許可について

副議長の選挙

議第49号 監査委員の選任同意について

農業委員会委員の推薦について

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員 (1 5 名)

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 並 信 行 君 | 2 番 | 古 田 豊 君 |
| 3 番 | 太 田 照 彦 君 | 4 番 | 森 福 子 君 |
| 5 番 | 山 口 育 男 君 | 6 番 | 佐 藤 好 夫 君 |
| 7 番 | 武 井 牧 男 君 | 8 番 | 市 原 鶴 枝 君 |
| 9 番 | 鈴 木 隆 君 | 10 番 | 岩 原 輝 夫 君 |
| 11 番 | 平 田 雄 三 君 | 12 番 | 日 比 野 豊 君 |
| 13 番 | 児 山 廣 茂 君 | 14 番 | 野 倉 和 郎 君 |
| 15 番 | 塚 田 歳 春 君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------------|-------|------------------|-------|
| 市長 | 石川道政君 | 副市長 | 太田松雄君 |
| 教育長 | 森和美君 | 総務部長 | 平林泉君 |
| 民生部長 | 川野純君 | 産業振興部長 | 宮西泰博君 |
| 建設部長 | 丸茂勝君 | 会計管理者兼 会計課長 | 瀬瀬壽君 |
| 教育次長兼 教育総務課長 | 藤田裕明君 | 総務部参事兼 総合政策課長 | 梅村健君 |
| 参事兼 秘書課長 | 古田則行君 | 総務課長 | 西部真宏君 |
| 市民生活課長 | 河村晃君 | 上下水道課長 | 篠田克志君 |
| 選管・監査 事務局長 | 古田満君 | 教育委員会 学校教育課長 | 小野木卓君 |
| 美濃病院 事務局長 | 西部繁雄君 | | |

職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|-------------|------|-------------|-----|
| 議会事務局長 | 平野廣夫 | 議会事務局 次長 | 井上司 |
| 議会事務局 書記 | 長屋充宏 | | |

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る4月1日付の機構改革と異動に伴う執行部の方々の御紹介を、太田副市長からお願いいたします。

○副市長（太田松雄君） おはようございます。

自席から失礼させていただきます。

今回の職員の異動につきましては、平成まちづくり改革の一環といたしまして、市民サービスの向上と簡素で基本的な行政運営を目的に課の統合、そして新設等、組織・機構の見直しを行いまして、それに伴い4月1日付で人事異動を行いましたので、関係部課長の紹介をさせていただきます。

総務部長 平林泉君、建設部長 丸茂勝君、参事兼秘書課長 古田則行君、総務部参事兼総合政策課長 梅村健君、総務部総務課長 西部真宏君、民生部市民生活課長 河村晃君、建設部上下水道課長 篠田克志君、教育委員会学校教育課長 小野木卓君、美濃病院事務局長 西部繁雄君、以上でございます。

今後ともよろしく願い申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。

○議長（日比野 豊君） どうもありがとうございました。

本日は、平成21年第3回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会運営に御協力くださるようお願い申し上げます。

市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 開会に先立ちまして、市長からごあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

新緑の鮮やかさが一段と増しまして、さわやかな季節となりました。

本日は、平成21年第3回美濃市議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございました。

市政全般につきましては、新年度がスタートして2ヵ月目に入っておりますが、順調に進んでおります。

去る4月16日には、台湾の美濃鎮から美濃鎮長、鎮民代表会副主席を初め31名の訪問があり、友好的な雰囲気の中で交流することができました。今後は台湾、韓国、中国等世界との交流も進んでまいると思われます。

ゴールデンウィーク中は、市内においては流し仁輪加を初め各種の催しが開催され、高速道路のETC割引効果もあり、うだつの町並みや長良川は多くの来訪者でにぎわってまいりました。関係各位並びに御協力をいただきました団体、市民の皆様に心より御礼申し上げます。

なお、定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、5月7日現在の申請の状況は、該当世帯数8,072世帯、うち外国人世帯は383世帯、子育て応援特別手当の対象は251世帯で、

申請件数は7,125世帯、88.27%で、うち子育て応援特別手当は211件、84.04%の申請となっております。4月13日と28日に振り込みを行い、5月1日からは現金給付も行ってまいります。

さて、メキシコを中心に発生しました新型インフルエンザにつきましては、現在世界的な問題となっておりますが、美濃市におきましても、市民の皆様の安心・安全のため、その対策といたしまして、4月28日に庁内に対策本部を設置し、5月1日には市民への周知のため「美濃市からのお知らせ」という新型インフルエンザに対する対策、予防方法、相談窓口等を記載したチラシを広報とともに全世帯に配布し、市民の皆様に正しい情報に基づいた冷静な対応を呼びかけているところであります。ゴールデンウィーク中も現在も、市内に新型インフルエンザが発生した場合やその予防に備えて、市長を本部長とする対策本部を中心に、市民の皆様の安心・安全に万全を期しているところでございます。

次に、新型インフルエンザの対応もありますが、5月19日には国際自転車ロードレース「第13回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が開催されます。美濃市での開催は3回目となりますが、本年も実行委員会、連合自治会並びに関係団体、各企業、市民の皆様の御協力により大会の盛り上げを図り、美濃市をPRしていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、専決処分が3件、補正予算が1件でございます。議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（日比野 豊君） ただいまから平成21年第3回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

本日の日程は、さきに御通知申し上げましたとおり定めました。

開会 午前10時06分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（日比野 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1

日間と決定いたしました。

第3 報第1号から第5 報第3号まで及び第6 議第48号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 日程第3、報第1号から日程第5、報第3号までと日程第6、議第48号の4案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に報第1号、報第2号、議第48号の3案件について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案集の4ページをお開きください。

専第1号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第7号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、年度末に当たりまして、財源調整と地域づくり推進基金への積み立て等の補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に変更はございませんが、補正の内容は5ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。

これは地方債限度額の補正で、小俣川河川改良事業の限度額を630万円から500万円に、県営道路改良事業負担事業の限度額を370万円から300万円に、（仮）美濃北部小学校校舎増築事業の限度額6,380万円を6,370万円に、それぞれ減額したものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括をごらんください。

歳入の2款 地方譲与税は、自動車重量譲与税の確定により288万3,000円の減額と、地方道路譲与税の確定により31万3,000円の減額、10款 地方交付税は545万9,000円を増額、11款 交通安全対策特別交付金は16万3,000円を減額し、市債は事業の確定により210万円を減額いたしました。

歳出の2款 総務費は、地域づくり支援事業の不執行分1,670万8,000円を地域づくり推進基金に積み立てたもので、予算額と財源の変更はございません。

8款 土木費は、県営道路改良事業負担金の財源の組み替えによるもので、市債を200万円減額し、一般財源を200万円増額いたしました。

10款 教育費は、（仮）美濃北部小学校校舎増築事業の財源の組み替えによるもので、市債を10万円減額し、一般財源を10万円増額いたしました。

9ページ以降の説明は省略させていただきますので、以上で報第1号の説明を終わらせてい

たきます。

次に、報第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案集の13ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第2号 美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日公布され、4月1日施行されたことに伴いまして3月31日をもって専決処分いたしましたので、御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の地方税制改正は、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資するための改正として、市町村税関係におきましては、住宅・土地税制において、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続、5年間保有後譲渡した土地等における控除制度の創設、金融証券税制では上場株式等の配当の譲渡益の軽減税率の延長等の措置を講ずるものとしております。この地方税法の改正に伴いまして、市税条例の一部におきまして所要の改正をしたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料の条例新旧対照表によりまして御説明いたします。

2ページをお開きください。なお、文言の整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第27条の改正は、市民税の申告について申告書の様式を追加するものでございます。

第37条の改正は、市民税の徴収の方法のうち給与所得及び年金所得以外の所得がある場合に、公的年金等の市民税の特別徴収税額に加算して特別徴収する方法である第46条の2第2項を削除することに伴う引用条項の整理でございます。

また、第46条の3、第46条の5第1項、第2項、第3項は同様に、前ページ旧の欄、第46条の2第2項を削除することによる特別徴収義務者について関連事項を整理するものでございます。

5ページ及び6ページの第55条の改正は、土地・家屋及び償却資産を無料で貸付していることに対する非課税措置法人に、医療法人、公益社団法人、もしくは公益財団法人、一般社団法人、もしくは一般財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合、もしくは健康保険組合連合会、もしくは国家公務員共済組合、もしくは国家公務員共済組合連合会を追加するものでございます。

また、第57条の1の2は、固定資産及び償却資産の非課税申告書の記載事項と無料で使用させていることを証明する書面の添付について定めるものでございます。

7ページの下的美濃市税条例の一部を改正する条例の一部改正、附則に移りまして、8ページ、第5条の3第3項、第5条の3の2第1項、第2項、第3項は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除を創設するもので、所得税の住宅ローン控除の適用者を平成21年から平成25年までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した入居者を対象とし、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、所得税の課税総所得額等に100分の5を

乗じて得た金額、最高9万7,500円を限度に控除するものでございます。

11ページ、旧の欄、第8条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定をすべて削除するものでございます。

12ページ、第9条の2、13ページから15ページの第10条の各項、15ページ下の第10条の3、16ページの第11条の改正は、平成21年度から平成23年度までの土地に課する固定資産税の特例に関する現行の負担調整措置を継続するものでございます。

ページを戻りまして、12ページから13ページにかけまして、旧の欄、第9条の3は、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例事項を削除するものでございます。

16ページ中段の第12条の2、17ページ第12条の3、第12条の4、第12条の5、18ページの第12条の6、12条の7、12条の8、19ページの第12条の9は、平成21年度から平成23年度までの土地に課する都市計画税の特例に関する現行の負担調整措置を継続するものでございます。

19ページから20ページにかけて、第13条の3は、特別土地保有税の平成21年度から平成23年度までの現行の負担調整措置を継続するものでございます。

20ページ、第14条の3第3項では、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る税率を軽減する特例措置を平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間延長するものでございます。

21ページ、第14条の4第3項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例についての改正で、第15条第1項、22ページ、第3項は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税特例の改正であり、23ページ、15条の2第1項、第2項、第3項は、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例として、軽減税率を平成21年度から平成26年度まで継続するものでございます。

24ページ、第16条第5項では、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、第18条第2項は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例。

25ページ、第18条の2は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例。

26ページ、第19条第2項及び第6項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例。

26ページから27ページにかけまして、第19条の2第1項、第2項第2号は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例。

27ページから29ページの第19条の4第2項第2号、第5項第2号は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例として、軽減税率を引き続き住民税の総所得金額に算定する際、適用するように改正するものでございます。

29ページ、美濃市税条例の一部を改正する条例の一部改正、附則第8条の2第2項は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、申告書の記載事項と必要な添付書類等を定めるものでございます。

30ページ、美濃市税条例及び美濃市税条例の一部を改正する条例、附則第1条は施行期日を定め、31ページ、第2条第6項は、個人の市民税に関する経過措置として、認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法に規定する事業、特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の改正後においても効力を有する事業に対しても寄附金税額控除の適用にするもの
でございます。

31ページの第2条第10項から34ページ第17項は、平成20年12月31日で廃止予定となっていた上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の1.8%の軽減税率を平成23年12月31日までの3年間延長するもの
でございます。

戻りまして、32ページ、旧の欄、第2条第14項、33ページ、第16項の源泉徴収選択口座内の配当等に係る規定の削除
でございます。

次に、赤スタンプ1番、議案集の22ページをお開きください。

附則の第1条は、この条例の施行期日を定めております。平成21年4月1日公布の日から施行するものとし、改正事項のうち施行の日を公布の日からとしないものの施行期日を第1号から第3号までに、それぞれ定めて
おります。

24ページ、第2条は個人の市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は都市計画税に関する経過措置を定めて
おります。

以上で、報第2号の説明を終わります。

次に、議第48号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案集の30ページをお開きください。

今回の補正予算は、昨年12月に決定された緊急雇用創出事業交付金の創設に伴い県が造成した基金を利用して、市が雇用拡大をするための事業として委託料や賃金の補正を行うものが
主なものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,017万5,000円を追加して、補正後の予算総額を82億3,817万5,000円とするもの
でございます。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、31ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり
でございます。

次に、補正の内容につきまして御説明をいたします。

33ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

2款 総務費は510万円を増額して、補正後の額11億8,340万円とするもの
でございます。これは、市有地の草刈り業務委託及び各部署で管理しております公共施設の除草、樹木の剪定などを委託するもので、財源はすべて県支出金
でございます。

3款 民生費、60万円を増額して20億8,398万3,000円とするもの
でございます。これはみのりの家の新たな授産製品開発に伴う委託料で、財源はすべて県支出金
でございます。

6款 農林水産業費は、571万3,000円を増額して、補正後の額を3億218万4,000円とする

ものでございます。これは、間伐実施業務や片知溪谷景観整備の委託料で、財源はすべて県支出金でございます。

8款 土木費は、285万6,000を増額して9億8,068万2,000円とするもので、これは占用台帳の整備をするための賃金と事務費及び道路・河川の除草委託料で、財源は県支出金285万5,000円と一般財源1,000円でございます。

10款 教育費は、590万6,000円を増額し9億2,159万4,000円とするもので、小学校遊具塗装業務に40万6,000円、民俗資料調査事業に340万円、文化財散策道整備事業に110万円、ツアー・オブ・ジャパン開催補助として100万円を増額するものでございます。財源は、県支出金490万6,000円と、その他財源としてふるさと美濃応援団うだつ基金から100万円の繰入金でございます。

34ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第48号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に報第3号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、報第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集25ページをお開きください。また、赤スタンプ2の条例の改正の概要の36ページを御参照ください。

地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容につきましては、介護納付金に要する費用に充てるため、課税している介護納付金課税額の限度額を、平成21年4月1日から9万円を10万円に引き上げるものでございます。

それでは、条文に従い御説明させていただきます。

37ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第4項については、介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円とするものでございます。

第23条は減額について定めており、第2条第4項と同じく限度額を9万円から10万円にするものでございます。

附則のうち第3項及び第7項は追加で、第3項は上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例を定めております。第7項は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国保税の課税の特例を定めております。

附則第3項、第4項、第5項、第6項及び第8項から第14項は、法改正に伴う条項の整理でございます。

議案集の27ページをお開きください。

附則の第1項はこの条例の施行期日を定め、第2項ではこの条例の適用区分を定めております。

以上をもちまして、報第3号の説明を終わります。御承認のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 以上で4案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時39分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑がないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に報第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、報第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、報第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、報第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に議第48号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第48号は原案のとおり可決いたしました。

第7 常任委員会委員の選任

○議長（日比野 豊君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務常任委員会委員には、塚田歳春君、平田雄三君、市原鶴枝君、武井牧男君、山口育男君の以上5名を。民生教育常任委員会委員には、岩原輝夫君、鈴木隆君、森福子君、太田照彦君、並信行君の以上5名を。産業建設常任委員会委員には、野倉和郎君、児山廣茂君、日比野豊、佐藤好夫君、古田豊君の以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○副議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（森 福子君） 議長 日比野豊君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番 日比野豊君の退席を求めます。

〔12番 日比野豊君 退場〕

○副議長（森 福子君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。

平成21年5月11日、美濃市議会議長 日比野豊、美濃市議会副議長 森福子様。

○副議長（森 福子君） お諮りいたします。12番 日比野豊君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、12番 日比野豊君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

12番 日比野豊君の除斥を解きます。

〔12番 日比野豊君 入場〕

○副議長（森 福子君） ここで、12番 日比野豊君から発言を求められておりますので、これを許可します。

12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので、昨年5月の臨時会におきまして、皆様の温かい御支援と御協力によりまして議長の職を拝命してから、もう1年が過ぎ去りました。1年間、対外的にもいろいろなことがありましたし、また1年間、議会運営につきましても、皆様方に格別なる御理解と御協力をいただきまして、大過なくその任務を終わらせていただくことになりました。心から御礼を申し上げます。

議長職を辞しましても、この経験をもとに美濃市政進展のため、なお一層の努力を傾注する所存でございます。どうか今後とも変わらぬ御協力、御指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長の選挙

○副議長（森 福子君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 福子君） 御異議がないと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（森 福子君） ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（森 福子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 福子君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（森 福子君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○副議長（森 福子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 福子君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（森 福子君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（森 福子君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番 岩原輝夫君、11番 平田雄三君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（森 福子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票15票。

有効投票中、市原鶴枝君10票、野倉和郎君3票、塚田歳春君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、市原鶴枝君が議長に当選されました。

ただいまの選挙において議長に当選されました市原鶴枝君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長 市原鶴枝君のあいさつがあります。

○新議長（市原鶴枝君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員皆様方の御推挙を得まして議長に当選させていただきまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄でございますが、その責任の重大さを痛感しているところでございます。御案内のとおり浅学非才でまだまだ未熟な私でございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、美濃市政の発展、並びに市議会の発展と円滑な議会運営に誠心誠意努めさせていただく所存でございます。今後とも、なお一層の御指導、御鞭撻のほどを心からお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、議長就任に当たり、お礼とお願いの

ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（森 福子君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○議長（市原鶴枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の辞職許可について

○議長（市原鶴枝君） 副議長 森福子君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に副議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番 森福子君の退席を求めます。

〔4番 森福子君 退場〕

○議長（市原鶴枝君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。平成21年5月11日、美濃市議会副議長 森福子、美濃市議会議長 市原鶴枝様。

○議長（市原鶴枝君） お諮りいたします。4番 森福子君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、4番 森福子君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

4番 森福子君の除斥を解きます。

〔4番 森福子君 入場〕

○議長（市原鶴枝君） ここで、4番 森福子君から発言を求められておりますので、これを許可します。

4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 副議長を辞職するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして副議長に御推挙いただきましてから、はや1年が終わりました。この間、微力ながら議長の補佐役として、大過なくその職責を終えることができました。これもひとえに皆様方の御支援のたまものと、心より感謝を申し上げます。

これからは一議員として、市政発展のため、なお一層努力をする所存でございます。どう

か今後とも格別なる御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

副議長の選挙

○議長（市原鶴枝君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市原鶴枝君） ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（市原鶴枝君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（市原鶴枝君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○議長（市原鶴枝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（市原鶴枝君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（市原鶴枝君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に12番 日比野豊君、13番 児山廣茂君の両

君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（市原鶴枝君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票15票。

有効投票中、太田照彦君10票、鈴木隆君3票、並信行君2票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、太田照彦君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました太田照彦君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 太田照彦君のあいさつがあります。

○新副議長（太田照彦君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして、副議長に当選させていただきました。身に余る光栄で、御厚情に対しまして心から御礼申し上げる次第でございます。

美濃市は現在、極めて重大な時期に直面し、市民の負託にこたえる市議会の責務は一段と重いと感じます。このような時期、市原議長のもと、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力いたす所存でございます。今後とも皆さんの絶大なる御支援と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、まことに簡単であります、副議長就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前11時26分

再開 午後1時00分

○議長（市原鶴枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に武井牧男君、副委員長に山口育男君。民生教育常任委員会は、委員長に岩原輝夫君、副委員長に鈴木隆君。産業建設常任委員会は、委員長に児山廣茂君、副委員長に古田豊君であります。

第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（市原鶴枝君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、5番 山口育男君、4番 森福子君、14番 野倉和郎君、7番 武井牧男君、10番 岩原輝夫君、13番 児山廣茂君の以上6名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時29分

○議長（市原鶴枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長に山口育男君、副委員長に武井牧男君であります。以上、報告いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（市原鶴枝君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました議第49号と農業委員会委員の推薦について及び岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の3案件を、この際本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、議第49号と農業委員会委員の推薦について及び岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の3案件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第49号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市原鶴枝君） 最初に、議第49号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、12番 日比野豊君の退席を求めます。

〔12番 日比野豊君 退場〕

○議長（市原鶴枝君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第49号 監査委員の選任同意について、提案の理由を御説明いたします。

議員のうちから選任されております監査委員の岩原輝夫さんから辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定によりこれを承認いたしました。よって、議員のうちから選任する監査委員が欠員となりましたので、その後任として日比野豊さんが適任と思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いしたいと存じます。

日比野豊さんの住所は、美濃市2125番地1、生年月日は昭和23年8月30日でございます。同意をよろしくお願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより議第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に、討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第49号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、議第49号は原案のとおり同意されました。

12番 日比野豊君の除斥を解きます。

〔12番 日比野豊君 入場〕

農業委員会委員の推薦について

○議長（市原鶴枝君） 次に、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、本議会では1人を推薦するものであります。その推薦方法は、議長の指名推選によりたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、本件は議長において指名することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、13番 児山廣茂君の退席を求めます。

〔13番 児山廣茂君 退場〕

○議長（市原鶴枝君） お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員には、13番 児山廣茂君を指名することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました

13番 児山廣茂君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

13番 児山廣茂君の除斥を解きます。

[13番 児山廣茂君 入場]

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（市原鶴枝君） 次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（市原鶴枝君） ただいまの出席議員数は15名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（市原鶴枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市原鶴枝君） 配付漏れはないものと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（市原鶴枝君） 異状ないものと認めます。
投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名
を記載し、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

○議会事務局長（平野廣夫君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略す
る。

[点呼・投票]

○議長（市原鶴枝君） 投票漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市原鶴枝君） 投票漏れはないものと認めます。
投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

○議長（市原鶴枝君） 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（市原鶴枝君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春君の両
君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

[開 票]

○議長（市原鶴枝君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数15票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票15票。

有効投票中、市原鶴枝10票、並信行君3票、野倉和郎君1票、鈴木隆1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、市原鶴枝が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

〔追加議案配付〕

○議長（市原鶴枝君） ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてをこの際本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（市原鶴枝君） 議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成21年第3回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時48分

市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 閉会に当たり、市長からごあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 平成21年第3回美濃市議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案

のとおり承認・議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日の議会役員を選出におきましては、議長に市原鶴枝さん、副議長に太田照彦さんが御当選になり、まことにおめでとうございます。また、前議長の日比野豊さんを初め各役員の皆様には、議会の改革など多くの課題に取り組み、1年間、市政伸展のために格別の御尽力を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

平成21年度の美濃市政は、順調にスタートをいたしました。大変厳しい財政環境の中で、限られた財源を生かし、市政を進めていくためには、今後とも市民と議会と市が一体となって協働で進めていく必要がございます。また、5月19日には、第13回の「ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が開催されます。市を挙げて成功させたいと思っております。こうした市民協働によるイベントを初め、議会にありましては市政に対する御指導と格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 本日は、早朝より長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、まことにありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年5月11日

美濃市議会議長 日 比 野 豊

美濃市議会副議長 森 福 子

美濃市議会新議長 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 並 信 行

署 名 議 員 古 田 豊